

## 第2次甲府市自殺対策推進計画策定業務仕様書

### 1 業務名

第2次甲府市自殺対策推進計画策定に関する業務

### 2 業務目的

平成28年の自殺対策基本法の改正により、平成31年3月に策定した「甲府市自殺対策推進計画」が、令和5年度が計画の最終年度となることから、国の新たな自殺総合対策大綱等を踏まえ、令和6年度からの次期計画を策定する。

### 3 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日

### 4 業務内容

#### (1) 現状把握と課題の整理・分析

・地域自殺実態プロファイルをもとに、「甲府市重点パッケージ施策構成案」を取りまとめるため、次の業務を行うこと。

- ①本市における自殺実態の特性の把握と課題を整理し、「地域自殺対策政策パッケージ」のうち、優先的な課題に対応する施策を抽出する。
- ②類似自治体における自殺対策施策の事例を5件以上調査し、甲府市の課題に対応する事業をリストアップする。
- ③上記①②を踏まえ、「甲府市重点パッケージ施策構成案」を作成し、委託者に提案する。なお構成案については、提案時の委託者との協議に応じ、必要な修正案を加える。

・委託者が作成する事業の棚卸し事例集を基に、本市の自殺対策関連事業を計画の基本施策及び重点施策の各項目に体系化する。なお、体系化にあたっては、次の業務を行うこと。

- ①事前にまとめた「構成案」に沿って事業の過不足を確認し、不足している事業については甲府市の課題に対応できる新たな事業案を設計し、提案する。
- ②事業案を取りまとめた時点で庁内へのヒアリング等を行い、各事業の実施可能性や課題に対応する効果が見込めるか等を確認し、計画書に盛り込むべき事業を整理する。

## (2) アンケート調査

市民が抱えている悩みや課題を把握するために、市民を対象とした意識調査（アンケート調査）を実施する。

- ・受託者は、アンケート調査に係る以下の印刷業務を行う。  
調査票（A4判・12ページ程度・1色刷り・中綴じ製本）3,500部  
発送用封筒（角2サイズ・1色刷り）3,500枚  
返信用封筒（長3サイズ・1色刷り）3,500枚・調査対象者は、甲府市内に在住する18歳以上の男女3,500人（無作為抽出）とする。なお、アンケート回収率は、50%程度を想定とする。
- ・調査対象者の抽出は、委託者が住民基本台帳から無作為抽出する。
- ・受託者は委託者から調査対象者のデータを受け取り、宛名ラベルを印刷・貼付する。なお、データの受け渡しは手渡しとする。
- ・調査票等の封入封緘作業は、受託者が行う。
- ・調査票の発送及び回収は、郵便局を通して郵送にて行う。なお、調査票の発送及び回収に係る郵送費は、受託者の負担とする。
- ・調査対象者からの調査票の回収先は委託者とし、受託者は回収した調査票を委託者から受領するものとする。
- ・受託者は、委託者から受領した調査票の集計及び分析を行い、調査結果を報告書にまとめる。
- ・その他、アンケート調査実施に伴う個人情報などの取り扱いには十分配慮することとする。

なお、調査設計・分析にあたっての業務の詳細は次のとおりとする。

### ①調査設計書の作成

- ・調査設計にあたっては、専門家（社会調査士の資格を有する者、または社会調査の経験が10年以上ある者）が他自治体の事例を5件以上レビューした上で作成し、本市に適切な内容とした「調査設計書」の作成を行い、委託者に提案する。また、調査の適切性を保証するため、大学機関等の有識者の監修を得るものとする。

### ②サンプリングの設計

- ・サンプリングについては、計画の性格等を踏まえた適切なサンプリングを行うため、サンプリング設計書を作成し、委託者に提出してその了承を得るものとする。サンプリングについても、適切性を保証するため大学機関等の有識者の監修を得るものとする。

### ③調査票の作成

- ・調査票は、回答者が適切に回答できるよう委託者と協議を行い、ワーディングを徹底し、誤回答・誤認識のない適切なものを作成する。  
なお、作成した調査票案を委託者に提出し、必要に応じて修正すること。

### ④入力シート作成およびクリーニングの実施

- ・回収した調査票を電子データ化するための入力シートを作成する。入力シートは誤入力等が発生しないよう、Excel 関数/マクロ等による入力制限をかけるものとする。
- ・入力データの論理矛盾等を取り除くためのクリーニングを実施する。クリーニングの実施に当たっては、クリーニング設計書を作成し、委託者へ提出し、クリーニング設計書の内容について委託者の了承を得た上で、クリーニングを実施すること。

### ⑤調査結果の分析

- ・調査結果の分析に当たっては、分析設計書を作成し、委託者の了承を得た上で、分析を実施する。分析では、単純集計、クロス集計、過年度との比較を行うこと。比較に当たっては統計的検定を行い、その結果を報告する。
- ・分析は委託業務終了後、再分析を行う可能性があることから、SPSS などの統計専用ソフトを用いた再現性のある分析プログラムを作成し、実施すること。
- ・自由記述は、テキストマイニング等を用い、視覚的にわかりやすい形でまとめること。

## (3) 骨子案及び素案作成

受託者は、委託者と協議の上、計画の骨子案及び素案を作成する。また、委託者と協議の上、適宜内容の修正を行う。なお、計画の策定にあたっては、「自殺総合対策大綱」や「市町村自殺対策計画策定の手引」等に準拠したものとする。

骨子案・素案の作成にあたっては計画書の構成案、施策体系案等をまとめ、その適切性を保証するため大学機関に所属する有識者の監修を得ること。

## (4) 会議等運営支援

受託者は、計画の内容について検討を行う策定委員会及び庁内検討委員会の開催・運営の支援を行う。

(策定委員会及び庁内検討委員会の開催は各3回を予定)

- ・会議資料作成に係る相談支援

#### (5) パブリックコメント支援

受託者は、パブリックコメントの実施にあたり、原稿データの作成及び市民からの意見を取りまとめ、委託者と協議の上、意見を素案に反映させること。

### 5 成果品

- ・調査報告書（A4判・1色刷り・簡易製本）5部
- ・計画書（A4判・2色刷り・70ページ程度・あじろ綴製本）700部
- ・概要版（A4判・2色刷り・8ページ程度・マットコート）1,000部
- ・各種電子データ：調査報告書、計画書等の電子データ一式を電子媒体に記録し納入する。

### 6 その他

- ・本業務契約で作成された成果品の帰属は、すべて委託者とする。
- ・製品作成について特許等がある場合は、納入業者がその責任を負うこと。
- ・その他必要な申請は受託者が行う。
- ・回収した調査票の個人情報に係るものは、調査目的以外に使用しないこととし、業務完了後、委託者が適正に管理する。
- ・個人情報の保護に関する法律を遵守し、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。受託者は、社団法人日本情報処理開発協会が運用するプライバシーマーク制度、若しくは、JISQ27001（ISO/IEC27001）の認証を取得していなければならない。
- ・本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、両者協議の上決定するものとする。